

令和6年第2回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議 案

議案第 67 号

佐伯市企業版ふるさとさいき応援基金条例の一部改正について

(議案書 4 ページ)

地域再生法の一部改正に伴い、規定の整理をしようとするものである。

<改正の内容>

(1) 法律の改正に伴う引用条項の整理

地域再生法の一部改正により、同法に「条項ずれ」が生じることに伴い、当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める（第1条改正関係）。

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：政策企画課)

議案第 68 号

財産の取得について（屈折はしご付消防自動車）

(議案書 5 ページ)

常備消防管理分のはしご付消防ポンプ自動車を経年劣化に伴い更新する必要がある。

この車両の購入に当たり、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

(1) 購入予定車両 屈折はしご付消防自動車 1台

(2) 購入の方法 指名競争入札

(3) 予定価格 154,732,600 円（税抜き 140,666,000 円）

(4) 入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

入札業者	入札金額	備考
(株)消防防災 大分本店	141,000,000 円	
新日本消防設備（株）	137,800,000 円	落札
九州丸防設備（株）		辞退
セーフティサービス（有）		辞退
（株）コテガワ		辞退

(5) 契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）

大分市住吉町2丁目6番34号

新日本消防設備株式会社

代表取締役 中野 裕之

151,580,000 円

(落札率：97.96%)

【その他参考事項】

- (1) 配備先 佐伯市消防署本署
(2) 納入期限 令和7年3月19日
(3) 購入費の財源内訳

(単位：円)

購入費	財源内訳	
	過疎対策事業債	一般財源
151,580,000	151,500,000	80,000

(担当課：警防課)

議案第 69 号

ふるさとさいき応援基金条例の一部改正について

(議案書 6 ページ)

議案第 67 号と同様に、地域再生法の一部改正に伴い、規定の整理をしようとするものである。

<改正の内容>

(1) 法律の改正に伴う引用条項の整理

地域再生法の一部改正により、同法に「条項ずれ」が生じることに伴い、当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める（第 1 条改正関係）。

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：ブランド推進課)

議案第 70 号

佐伯市税特別措置条例の一部改正について

(議案書 7 ページ)

固定資産税の課税免除等に対する減収補填措置の対象要件等を定めた「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」及び「地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令」の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除等に係る適用期限の延長等をしようとするものである。

<改正の内容>

(1) 産業振興促進区域における固定資産税の課税免除に係る適用期限の延長

産業振興促進区域（※）内における固定資産税の課税免除を受けようとする事業者は、現行、対象となる設備の取得等を「令和6年3月31日」までに行う必要がある。

今般、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」が改正されたことに伴い、その適用期限を「令和9年3月31日」まで延長する（第 5 条第 1 項改正関係）。

（※）「産業振興促進区域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める市町村計画に記載された産業の振興を促進する区域をいう。

(2) 地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に係る適用期限の延長等

地方活力向上地域（※）内における固定資産税の課税免除又は不均一課税の措置を受けようとする事業者は、現行、「令和6年3月31日」までに大分県知事から本社機能の移転又は拡充に関する計画の認定を受け、その認定を受けた日の翌日以後3年を経過する日までの間に、対象となる設備を供用開始する必要がある。

今般、「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」が改正されたことに伴い、その適用期限（計画認定期限）を「令和8年3月31日」まで延長するほか、その対象となる設備に「事務所、研究所等の特定業務施設の新設に併せて整備される児童福祉施設の用に供する設備」を追加する（第9条第1項及び第2項改正関係）。

（※）「地方活力向上地域」とは、地域再生法に定める内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載された地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。

(3) 施行期日

公布の日

※適用期限の延長は、令和6年4月1日から適用

※対象設備の追加は、令和6年4月19日以後の新設・増設について適用

（担当課：税務課）

議案第71号

佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（議案書9ページ）

令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、保育所等における保育士等の配置基準を見直すこととされ、今般、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「内閣府令」という。）」が改正されたことに伴い、当該内閣府令と同様の改正をしようとするものである。

＜改正の内容＞

（1）保育事業所における保育士等の配置基準の見直し

小規模保育事業所（C型（※）を除く。）及び事業所内保育事業所における保育士等の配置基準を次のとおり改める（第29条第2項第3号及び第4号、第31条第2項第3号及び第4号、第44条第2項第3号及び第4号並びに第47条第2項第3号及び第4号改正関係）。

（※）「小規模保育事業所C型」とは、家庭的保育者が保育を行う利用定員が6人以上10人以下の事業所をいう。

区分	改正前	改正後
3歳児	おおむね <u>20人</u> につき1人	おおむね <u>15人</u> につき1人
4歳児・5歳児	おおむね <u>30人</u> につき1人	おおむね <u>25人</u> につき1人

(2) 施行期日

公布の日

（担当課：こども福祉課）

議案第 72 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

(議案書 10 ページ)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）等の一部改正により、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、医療保険給付関係情報を必要とする事務（こども福祉課が所管する事務に限る。）において、マイナンバーカードにより当該医療保険給付関係情報が確認できるようにするほか、規定の整理（※）をしようとするものである。

（※）「規定の整理」は、マイナンバー法の一部改正により、この条例において使用している用語の定義規定が削除されたことに伴う用語の整理である。

<主な改正の内容>

(1) 独自利用事務及び特定個人情報の追加

マイナンバーを利用することができる独自利用事務として新たに「さいきっ子医療費助成事務」を追加するとともに、「ひとり親医療費助成事務」及び「さいきっ子医療費助成事務」において、医療保険給付関係情報の確認ができるよう、利用することができる特定個人情報に当該医療保険給付関係情報を追加する（別表第1の4の2の項追加関係並びに別表第2の10の項改正関係及び10の2の項追加関係）。

(2) 施行期日

公布の日

（担当課：こども福祉課）

議案第 73 号

佐伯市高齢者生活福祉センター条例の一部改正について

(議案書 12 ページ)

令和 6 年度末をもって、「本匠高齢者生活福祉センター」及び「米水津高齢者生活福祉センター」を廃止しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 本匠・米水津高齢者生活福祉センターの廃止

高齢者生活福祉センターは、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした施設で、本匠、宇目、鶴見及び米水津の 4 か所に設置している。

そのうち、「本匠高齢者生活福祉センター」及び「米水津高齢者生活福祉センター」は、利用者数が年々減少してきており、介護人材不足に伴う職員の確保の問題もあいまって、令和 4 年度から通所部門（デイサービスセンター）を休止している。また、居住部門（生活支援ハウス）も入居者が減少してきており、定員割れの状況が続いている。

そのような中、施設の老朽化に伴う修繕も恒常に発生しており、今後も費用負担が増加する可能性があるため、現指定管理期間の満了をもって、これらの施設を廃止する（第 2 条の表改正関係）。

(2) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(担当課：高齢者福祉課)

議案第 74 号

佐伯市固定資産評価員の選任について（候補者川原真人）

(議案書 13 ページ)

地方税法第 404 条第 2 項の規定により、固定資産評価員（市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助する者をいう。）は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が議会の同意を得て、選任することとされている。

前税務課長の三宮香織（さんのみや かおり）評価員の退任に伴い、新たに税務課長の川原真人（かわはら まさひと）氏を評価員に選任することについて、議会の同意を求めるようとするものである。

(担当課：総務課)

専決処分の報告

報告第 14 号

佐伯市税条例の一部改正について

(議案書 26 ページ)

地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、佐伯市税条例の一部改正について、令和 6 年 3 月 31 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

令和 6 年 3 月 30 日に「地方税法等の一部を改正する法律」が公布され、同年 4 月 1 日に施行されることとなったこと等に伴い、所要の改正を行った。

<主な改正の内容>

(1) 職権による減免を可能とする規定の追加

現行では、市民税、固定資産税又は特別土地保有税の減免を受けようとする者は、申請書を提出しなければならないこととされている。

今般の能登半島地震の発生を踏まえ、被災前の備えとして、災害における減免を念頭に、あらかじめ職権による減免を可能とする規定を追加した（第 51 条第 2 項ただし書、第 71 条第 2 項ただし書及び第 139 条の 3 第 2 項ただし書追加関係）。

個人市民税関係

(2) 個人市民税の特別税額控除（定額減税）に係る規定の新設等

地方税法の改正により、令和 6 年度分個人住民税の減税が実施される。

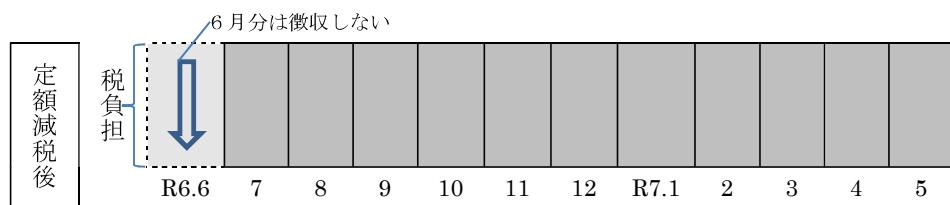
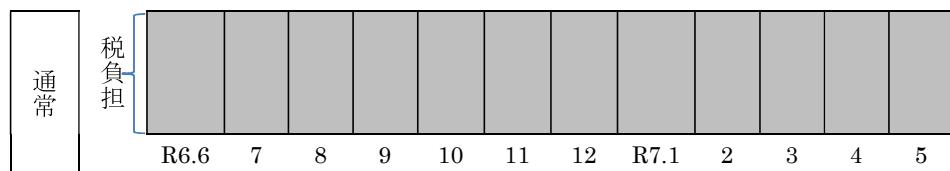
具体的には、「定額減税」の仕組みを設け、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下の個人住民税所得割の納税義務者を対象として、令和 6 年度分の個人住民税にあっては、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族 1 人につき 1 万円を乗じた金額を所得割額から控除することとされた。

また、令和 7 年度分の個人住民税にあっては、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者（納税義務者本人の合計所得金額が 1,000 万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の者）について、1 万円を所得割額から控除することとなっている。

なお、令和 6 年度分の定額減税の実施方法は、次のとおりである。

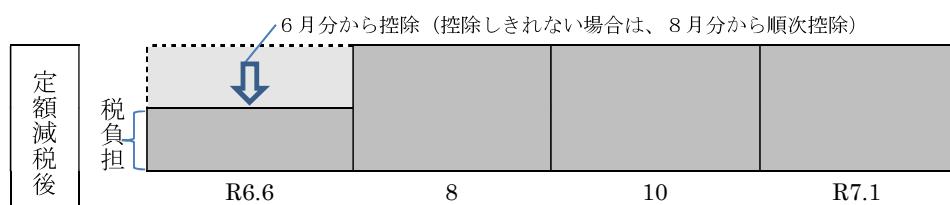
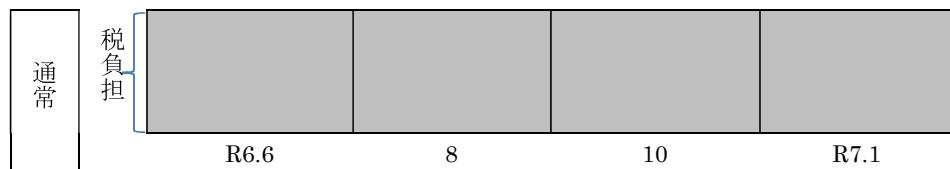
① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

令和6年6月分は徴収せず、定額減税「後」の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月に分割して徴収する。



② 普通徴収（事業所得者等の方）

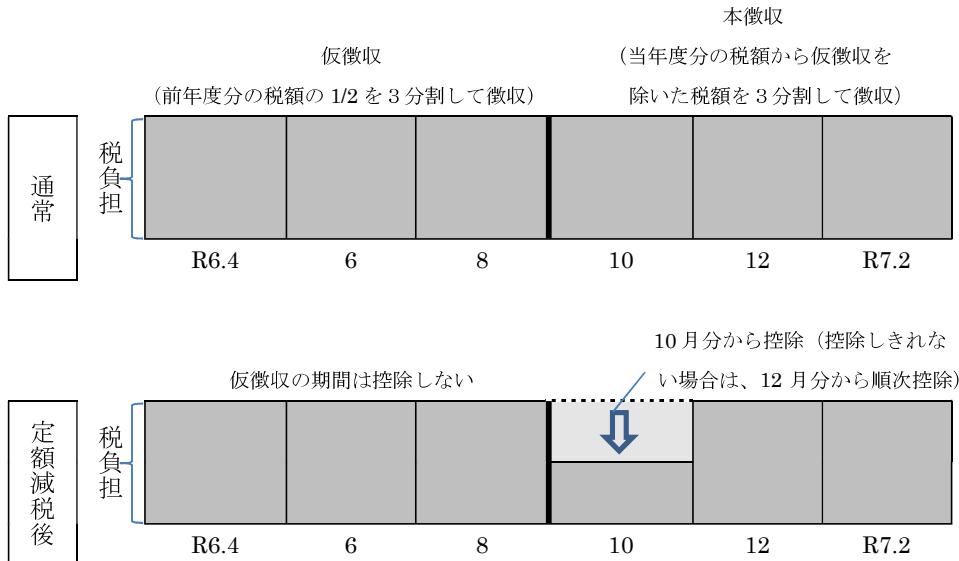
定額減税「前」の税額をもとに算出した第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から順次控除する。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

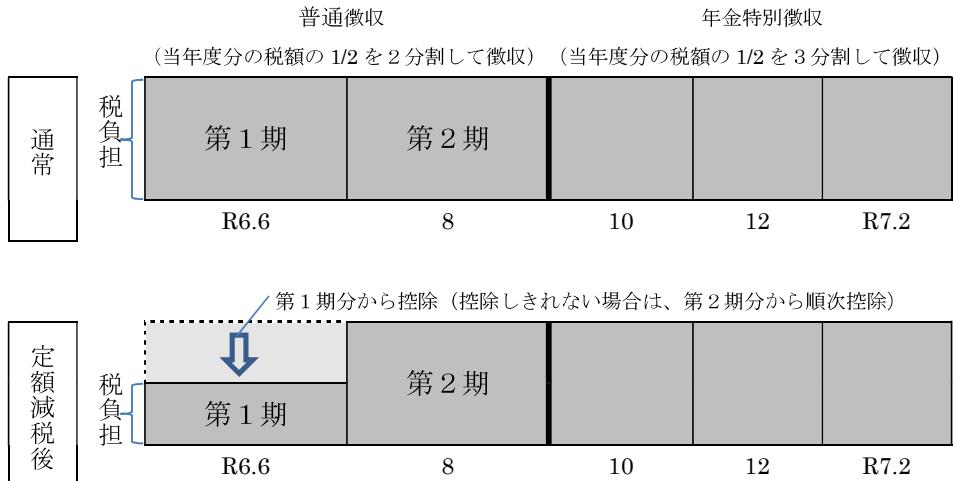
<特別徴収2年目以降の方>

定額減税「前」の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除する。



<特別徴収初年度の方>

定額減税「前」の税額をもとに算出した第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）の税額から順次控除する。



これらに伴い、次のとおり規定の整備を行った。

- (ア) 令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除に係る規定の新設（附則第7条の5追加関係）
- (イ) 令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例の新設（附則第7条の6追加関係）

- (ウ) 令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例の新設（附則第7条の7追加関係）
- (エ) 令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除に係る規定の新設（附則第7条の8追加関係）
- (オ) 「特別税額控除の対象となる所得割の額」に係る読み替規定の追加（附則第8条第3項改正関係並びに附則第16条の3第3項第5号、第16条の4第3項第5号、第17条第3項第5号、第18条第5項第5号、第19条第2項第5号、第20条第2項第5号、第20条の2第2項第5号及び第5項第5号並びに第20条の3第2項第5号及び第5項第5号追加関係）

固定資産税関係

(3) 固定資産税の課税標準に係る特例措置（わがまち特例）の導入等

地方税法の改正により、次の表のとおり、固定資産税の課税標準に係る特例措置（わがまち特例）に係る特例割合を新たに定め、並びに導入済の当該特例措置に係る特例割合を変更し、及び廃止するための規定の整備を行った。

なお、新たに定め、及び変更するものの特例割合は、同法に規定する参酌基準と同割合とした（改正後の附則第10条の2第14項及び第23項追加関係並びに改正前の附則第10条の2第21項削除関係）。

区分	該当条文	特例対象	取得期間等 (適用期間)	特例割合
① 変更	第13項 ↓ 改正後の 第14項	バイオマス発電設備（出力1万kW以上2万kW未満） ↓ 上記のうち木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するもの	R2.4.1～R6.3.31 (3年間) ↓ R6.4.1～R8.3.31 (3年間)	2/3 ↓ 6/7
② 廃止	第21項	企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が当該事業の用に供する土地・家屋・償却資産	【補助開始対象期間】 H29.4.1～R6.3.31 (5年間)	1/3
③ 新規	改正後の 第23項	「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を目指す滞在快適性等向上区域において、市町村による公共施設の整備等と一体的に民間事業者等が民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合の対象施設（土地・家屋・償却資産） ※令和2年度に導入され、地方税法に規定されていたものが「わがまち特例」に移行された。	R6.4.1～R8.3.31 (5年間)	1/2

(4) 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告

地方税法の改正により、納税環境整備の一環として、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置における申告の見直しが行われた。

具体的には、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとされた。

これに伴い、改正後の同法と同様の措置を講じた（改正後の附則第 10 条の 3 第 3 項追加関係）。

(5) 土地に係る負担調整措置の適用期限の延長

地方税法の改正により、令和 5 年度までとなっていた土地に係る「負担調整措置（※）」の適用期限が、据置年度において価格の下落修正を行う措置を含め、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間延長された。

これに伴い、改正後の同法と同様の措置を講じた（附則第 11 条、第 11 条の 2、第 12 条及び第 13 条改正関係）。

（※）「負担調整措置」とは、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置で、負担水準の高い土地は税負担を引き下げ、又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みをいう。

(6) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

（担当課：税務課）

報告第 15 号

佐伯市都市計画税条例の一部改正について

(議案書 36 ページ)

報告第 14 号と同様に、佐伯市都市計画税条例の一部改正について、令和 6 年 3 月 31 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

令和 6 年 3 月 30 日に「地方税法等の一部を改正する法律」が公布され、同年 4 月 1 日に施行されることとなったことに伴い、所要の改正を行った。

<主な改正の内容>

(1) 都市計画税の課税標準に係る特例措置（わがまち特例）の導入等

報告第 14 号の「固定資産税関係」の（3）の表「②廃止」及び「③新規」と同様に、都市計画税の課税標準の特例措置に係る規定の整備を行った（改正前の附則第 5 項削除関係及び改正後の附則第 6 項追加関係）。

(2) 土地に係る負担調整措置の適用期限の延長

報告第 14 号の「固定資産税関係」の（5）の措置と同様の措置を講じた（附則第 8 項から第 13 項まで改正関係）。

(3) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(担当課：税務課)

報告第 16 号

佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について

(議案書 38 ページ)

報告第 14 号と同様に、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について、令和 6 年 3 月 31 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

令和 6 年 3 月 30 日に「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布され、同年 4 月 1 日に施行されることとなったことに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び低所得者に対する軽減判定所得基準額の引上げを行うため、所要の改正を行った。

<主な改正の内容>

(1) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ

団塊の世代の多くが 75 歳に達して後期高齢者医療制度の医療費が増加し、国民健康保険が負担する後期高齢者支援金も増加が見込まれる中、中間所得層の負担上昇を緩和するため、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 24 万円（現行 22 万円）に引き上げた（第 2 条第 3 項ただし書及び第 23 条第 1 項改正関係）。

区分	改正前	改正後	差額
基礎課税額	65 万円	65 万円	0 円
後期高齢者支援金等課税額	<u>22 万円</u>	<u>24 万円</u>	<u>2 万円</u>
介護納付金課税額	17 万円	17 万円	0 円
合計	<u>104 万円</u>	<u>106 万円</u>	<u>2 万円</u>

(2) 低所得者に対する軽減判定所得基準額の引上げ

物価上昇に伴う所得水準の全体的な上昇の影響により、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を 29 万 5,000 円（現行 29 万円）に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を 54 万 5,000 円（現行 53 万 5,000 円）に引き上げた（第 23 条第 1 項第 2 号及び第 3 号改正関係）。

軽減割合	軽減判定所得基準額		
5 割軽減	改正前	43 万円 + (10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)) + <u>(29 万円)</u> × (被保険者等の数)	
	改正後	43 万円 + (10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)) + <u>(29 万 5,000 円)</u> × (被保険者等の数)	
2 割軽減	改正前	43 万円 + (10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)) + <u>(53 万 5,000 円)</u> × (被保険者等の数)	
	改正後	43 万円 + (10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)) + <u>(54 万 5,000 円)</u> × (被保険者等の数)	

(3) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(担当課：保険年金課)

報告第 17 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 39 ページ)

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、令和 6 年 4 月 8 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

(1) 事件名：佐伯市蒲江大字畠野浦 3120 番 10 地先の市道色利尾浦線で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件

(2) 相手方：

(3) 事件の概要：令和 6 年 2 月 14 日午後 1 時頃、佐伯市蒲江大字畠野浦 3120 番 10 地先の市道色利尾浦線を相手方が所有する自動車が走行していたところ、進行方向左側の当該市道のり面から石が落ちてくるのが見えたため、当該市道の反対車線に避けたが、当該車線にも落石があったため、これを回避することができず当該自動車が当該落石に接触し、当該自動車の前部バンパー、底部及び左前輪タイヤを損傷した。

(4) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(5) 賠償根拠：国家賠償法第 2 条第 1 項

(6) 賠償金額：108,323 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳　車両修理費 108,323 円

【その他参考事項】

和解に係る賠償金額の算出方法

損害額	①	216,645 円
佐伯市の過失割合	②	50%
賠償金額	①×②	<u>108,323 円</u>

(担当課：建設総務課)

報告事項

第7号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 50 ページ)

市長の専決処分事項に関する条例本則第1号及び第2号の事項（1件 200万円以内の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

(1) 専決処分日：令和6年5月21日

(2) 事故の場所：佐伯市弥生大字小田882番地6付近の国道10号番匠交差点

(3) 相手方：

(4) 事故の概要：令和5年10月5日午後2時25分頃、佐伯市弥生大字小田882番地6付近の国道10号番匠交差点において、佐伯市職員が職務上運転する市有自動車を赤信号により停止させた際、助手席に置いてあった燃料チケットが床に落ちたため拾い上げようとしたところ、フットブレーキの踏み込みが緩んだことにより、当該市有自動車が前進し、前方で停止していた相手方が所有する自動車に接触し、相手方が頸部を負傷した。

(5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(6) 賠償金額：1,188,546円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳	治療費	451,866円
	慰謝料	688,000円
	通院交通費	47,880円
	文書料	800円

(担当課：議会事務局)

第8号報告

債権の放棄について (議案書 52 ページ)

次の表に掲げる非強制徴収債権について、佐伯市債権管理条例第15条第1項の規定により放棄したので、同条第2項の規定により報告するものである。

【放棄した債権の金額及び件数並びに債権を放棄した事由】

債権名	金額 (円)	件数	放棄した事由（条例第15条第1項） (上段：金額(円)、下段：件数)			
			第1号	第2号	第4号	第5号
			時効消滅	行方不明	破産等	生活困窮
佐伯市高齢者住宅等 安心確保事業生活援 助員派遣事業負担金	58,800	1	0	0	0	58,800
			0	0	0	1
水道料金	1,027,422	37	290,950	255,300	481,172	0
			17	12	8	0
合計	1,086,222	38	290,950	255,300	481,172	58,800
			17	12	8	1

(担当課：全般的な事項については税務課、個別の
債権に係る事項については高齢者福祉課及び営業
課)